

個人番号の利用目的の変更（追加）について

青梅信用金庫（以下、「当庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条2項および第18条第3項を踏まえ、当庫の「個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的」を以下のとおり変更（追加）しますので、お知らせいたします。

なお、変更日は、預金口座付番*が開始される2018年1月1日からといたします。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 報酬、料金、契約金等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 不動産取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため

なお、個人番号は本人の同意があったとしても、例外（災害時・生命の保護等）として認められている場合を除き、上記の利用目的を超えて利用はいたしません。

*平成27年9月に改正された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座を個人番号と紐付けることです。

以上